

# 若桜町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

鳥取県若桜町

## 目 次

第1章 計画策定の目的	1
第2章 公共施設等の現状	2
第3章 公共施設等の改修・更新に係る将来負担コスト	5
第4章 人口及び財政の現状と課題	7
第5章 適正管理に関する基本的な考え方	10
第6章 基本方針の具体的な取り組み	12
第7章 施設類型ごとの基本方針	14

## 第1章 計画策定の目的

人口減少や過疎・高齢化の進行に伴う税収の減少や、社会保障費の増加などにより、厳しい財政状況が続く中、公共施設等を取り巻く環境や公共施設に求められるニーズは大きく変化しています。

本町が保有する公共施設等（建物及びインフラ施設）は、高度経済成長期を中心に整備されたものが多く、今後、老朽化に伴い更新の時期を迎えることとなり、多額の財政負担が予想されます。

近年は、小中一貫校や認定こども園の開設による施設の統廃合、役場庁舎や体育館などの耐震補強による長寿命化、インフラ施設の改良・統合・長寿命化に取り組んでいますが、健全で持続可能な行財政運営を実現していくためには、公共施設等全体を把握し、長期的な視点に立って、施設の長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行わなければなりません。

今後の財政負担の軽減・平準化と公共施設の最適な配置を実現することを目的として「若桜町公共施設等総合管理計画」を策定します。

## 第2章 公共施設等の現状

### 1. 公共施設

本町が所有する公共施設（建物）の総延床面積は、46,650.7㎡で、町民一人当たりの延床面積（平成28年3月31日現在）は13.39㎡となっています。人口1万人未満の市町村の全国平均値は10.61㎡で、全国平均を少し上回っており、今後、町有財産の縮小を検討する必要があります。

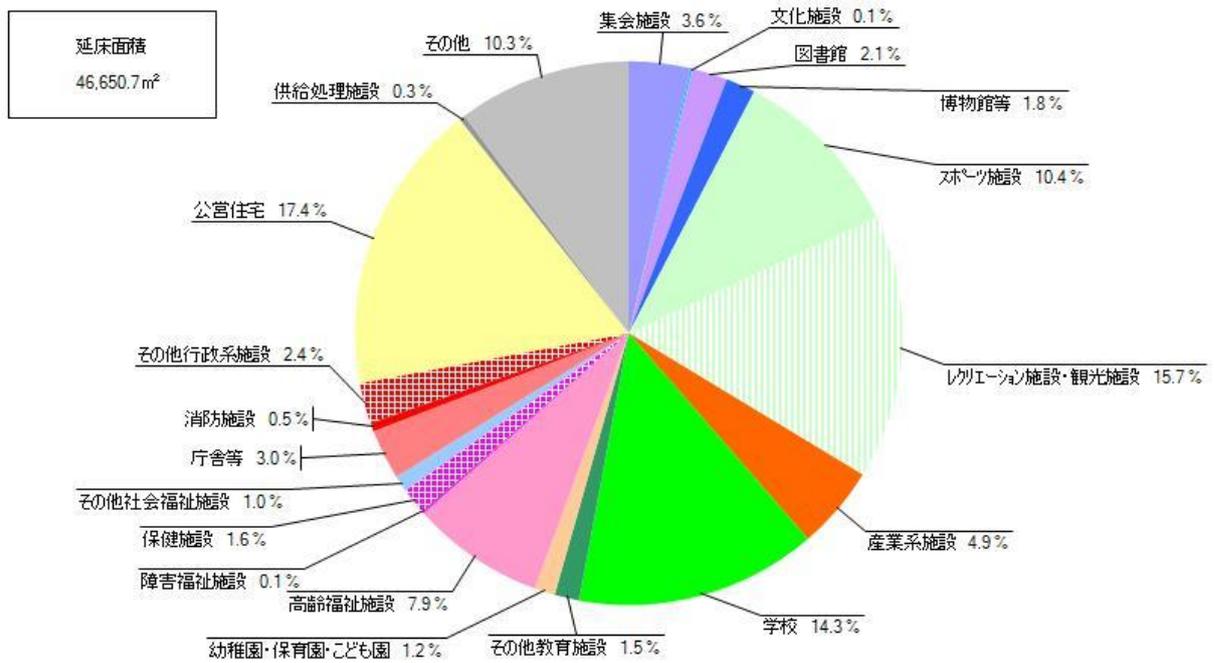
用途別では、スポーツ・レクリエーション施設が最も多く、全体の26.1%、公営住宅が17.4%、学校教育施設が15.7%となっています。

また、一般的に建物の大規模改修を行う目安とされている建築後30年以上を経過した建物が36.8%を占め、老朽化が進みつつあります。

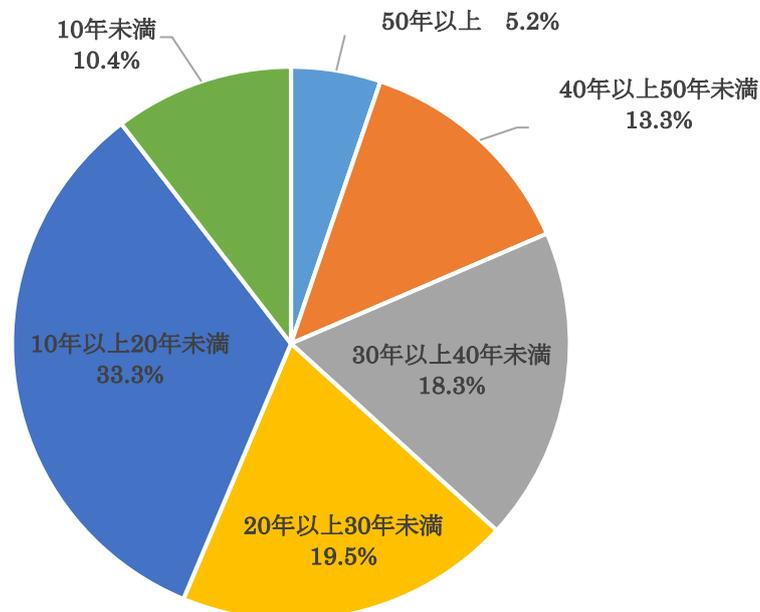
#### 用途別建物一覧

用 途	主 な も の	延床面積（㎡）
行政系施設	役場庁舎、消防防災施設	2,756.0
学校教育系施設	若桜学園、給食センター	7,333.6
社会教育系施設	生涯学習情報館、たくみの館	1,790.0
市民文化系施設	公民館、池田分館	1,742.5
スポーツ・レクリエーション系施設	町民体育館、高原の宿氷太くん、キャンプ場	12,192.1
保健・福祉施設	地域福祉センタードリーミー、保健センター、ゆうゆうわかさ	4,927.6
子育て支援施設	わかさこども園	563.6
産業系施設	道の駅若桜、味工房、29工房	2,307.0
供給処理施設	ストックヤード	150.0
公営住宅	町営住宅	8,096.6
その他	旧森林組合、バス待合所、旧池田小学校	4,791.7
計		46,650.7

## ① 公共施設用途別延床面積の割合



## ② 建築年数別延床面積の割合



## 2. インフラ施設

本町が保有する道路や簡易水道などのインフラ施設の主なものは以下のとおりで、道路延長 70,703m、簡易水道配水管延長 43,193mなどとなっています。

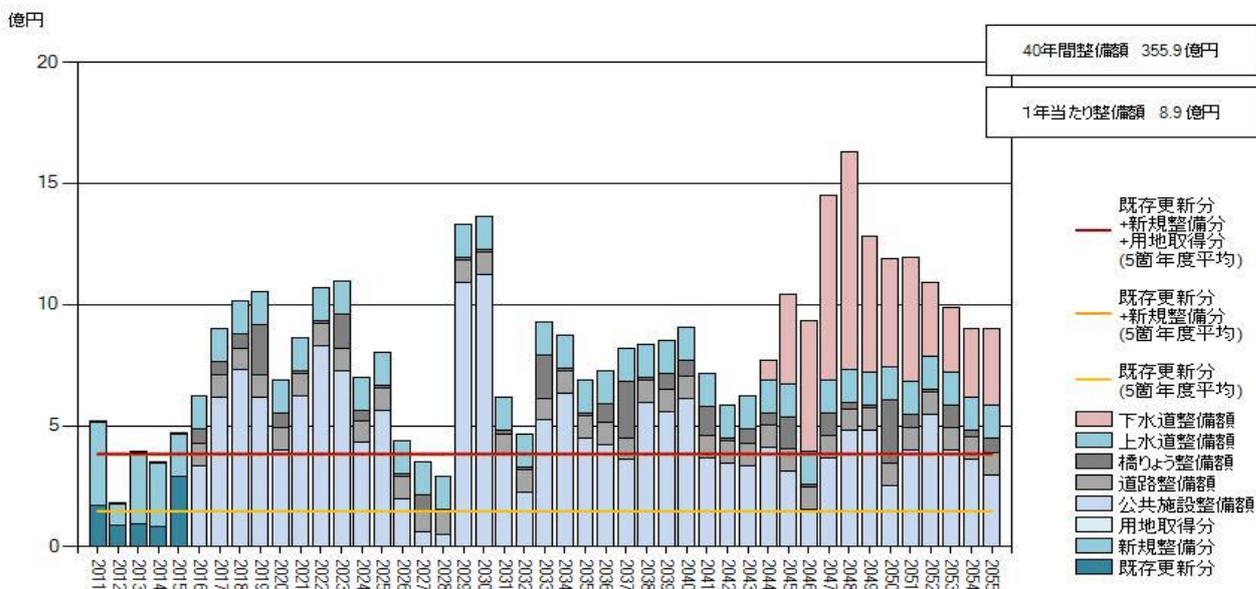
### 主なインフラ施設

用途	内容	数量
道路	延長	70,685 m
橋りょう	延長	1,345 m
農道	舗装済延長	2,217 m
林道	延長	62,201 m
簡易水道施設	配水管延長	43,193 m
公共下水道施設	菅渠延長	34,945 m
	処理場	2 施設
農業集落排水施設	菅渠延長	11,916 m
	処理場	2 施設
防災施設	防火水槽	40 基

### 第3章 公共施設等の改修・更新に係る将来負担コスト

#### 1. 施設全体

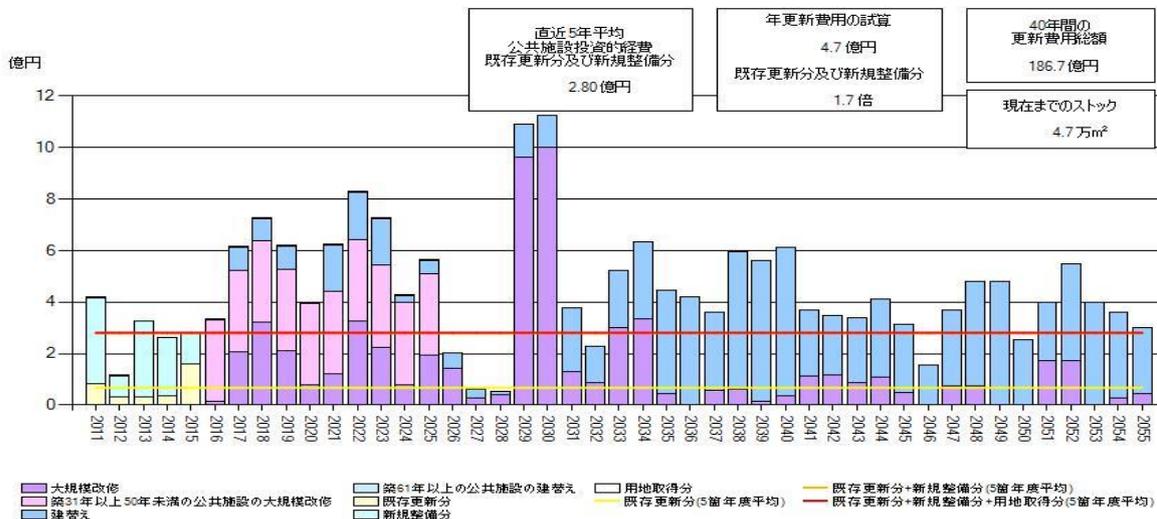
本町の所有する公共施設等を2016年から40年間、このまま保有し続けた場合の改修・更新に係る費用は、総額で355.9億円、年平均で8.9億円となる見込みです。



#### 2. 公共施設

建物に係る2016年からの40年間に必要な改修・更新費用の推計値は、合計で186.7億円、年平均で4.7億円となる見込みです。

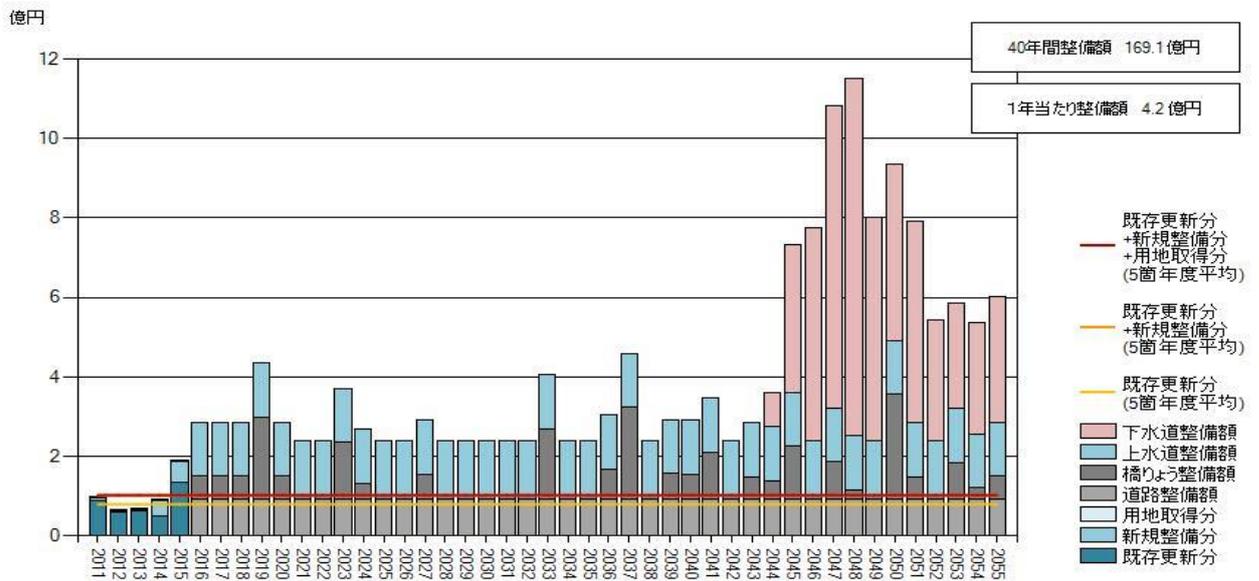
現時点で既に大規模改修や更新の時期を迎えている施設の必要経費を、2016年からの10年間に平準化して試算をしており、2025年までは毎年7億円程度の費用を想定しています。その後、一時的に減少しますが、2029年頃に学校施設やレクリエーション施設等の大規模改修によりピークを迎え、以降は年間5億円前後で推移する見込みです。施設の統廃合や維持管理費用の削減、長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減や平準化等を検討していく必要があります。



### 3. インフラ施設

インフラ施設に係る 2016 年から 40 年間に必要な改修・更新費用の推計値は、合計で 169.1 億円、年平均で 4.2 億円となる見込みです。

2044 年までは現状の予算規模で推移し、下水道施設の更新時期を迎える 2045 年以降、多額の更新費用が必要となる見込みであるため、財政負担の平準化を推進する必要があります。



※推計の手法には、総務省提供ソフト（財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト」）を利用。

※対象施設

- ◆公共施設                    普通会計で保有している施設
- ◆インフラ施設            道路（舗装）、橋りょう、簡易水道、公共下水道、農業集落排水

## 第4章 人口及び財政の現状と課題

### 1. 人口

本町の総人口は1960年の9,616人をピークに年々減少し、2015年の国勢調査人口(3,269人)ではピークに比べ約34%で、著しく減少し続けています。

年少人口(15歳未満)については、1950年の3,418人をピークに減少し続けており、2015年の調査(223人)ではピーク時の約7%まで減少しています。

生産年齢人口(15～64歳)については、1960年の5,729人をピークに減少し続けており、2015年の調査(1,569人)ではピーク時の約27%まで減少しています。

老年人口(65歳以上)については、2000年の調査(1,618人)までは増加し続けていましたが、2005年以降は減少し、2015年の調査(1,477人)では、ピーク時の約91%まで減少しています。

「若桜町人口ビジョン」によりますと、2020年には老年人口が生産年齢人口を上回り、2040年には総人口が2,000人を下回る見通しとなり、産業活動や地域活力が低下し、集落機能の維持が困難になるなど、様々な問題が懸念されます。

#### ① 人口及び世帯数の推移(国勢調査)

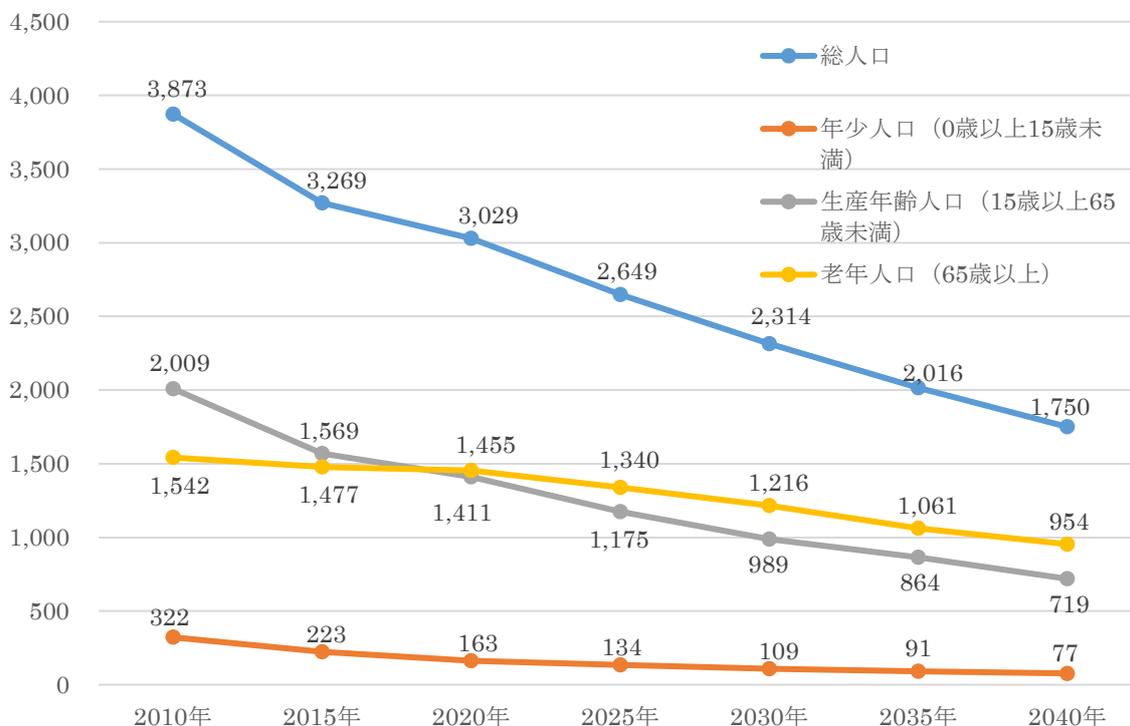
(単位：人・世帯)

調査年度	年少	生産年齢	老年	総人口	世帯数
	0～14歳	15～64歳	65歳以上		
1930	3,311	4,842	528	8,681	1,672
1935	3,320	4,654	492	8,466	1,647
1950	3,418	5,579	597	9,594	1,781
1955	3,219	5,604	699	9,522	1,784
1960	3,150	5,729	737	9,616	1,907
1965	2,598	5,079	778	8,455	1,857
1970	1,907	4,689	847	7,443	1,785
1975	1,445	4,639	905	6,989	1,774
1980	1,233	4,380	1,020	6,633	1,736
1985	1,176	4,067	1,094	6,337	1,673
1990	1,039	3,682	1,283	6,004	1,632
1995	836	3,264	1,448	5,548	1,587
2000	619	2,761	1,618	4,998	1,545
2005	459	2,318	1,601	4,378	1,487
2010	322	2,009	1,542	3,873	1,405
2015	223	1,569	1,477	3,269	1,261

## ② 総人口と年齢3区分別人口の推移

(2010年・2015年は実績、2020年以降の推計は若桜町人口ビジョンによる)

単位：人



## 2. 財政の状況

過去10年間の財政状況を見ると、歳入においては地方交付税が全体の50%以上を占めるなど国の予算に大きく依存した財政構造になっており、いまだに地域経済の回復が見られず、町税などの自主財源の増加が見込めない状況にあります。

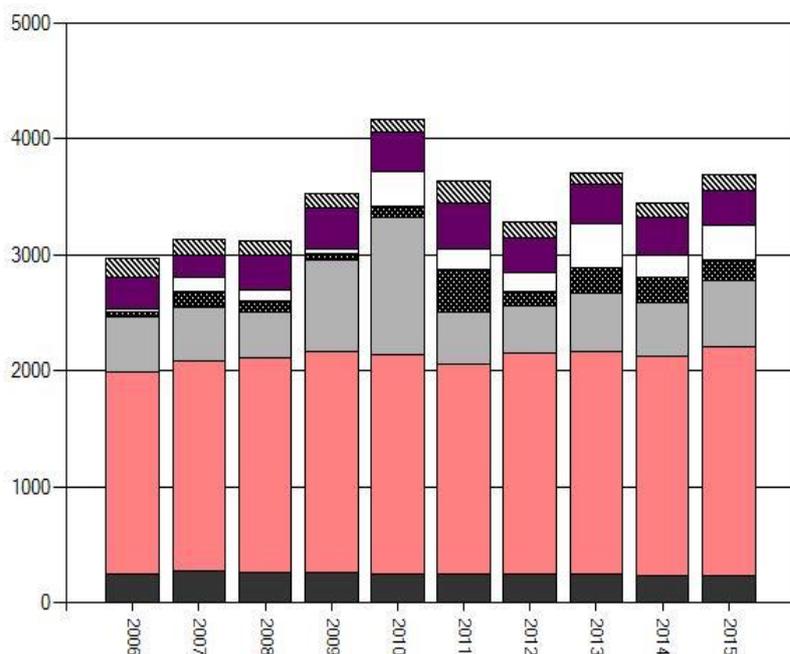
歳出については、義務的経費では人件費は横ばい、公債費は減少傾向にあるものの、物件費及び扶助費は増加しており、システム関連と少子高齢化対策等のため、今後も増加が見込まれます。

また、公共施設や道路など社会資本の維持や整備などに係る普通建設事業費及び維持補修費は、事業内容によって大きく変動するものの、10年間平均で約5.9億円が支出されています。

今後も人口減少による町税や普通交付税の減少が予想されるなかで、財政負担を軽減させるために土地・建物等の町有財産の総量を縮小し、将来にわたる維持管理に要する経費を削減するとともに、効率的な利活用を行うためのより一層の取り組みが求められます。

## ① 歳入決算額の推移（普通会計）

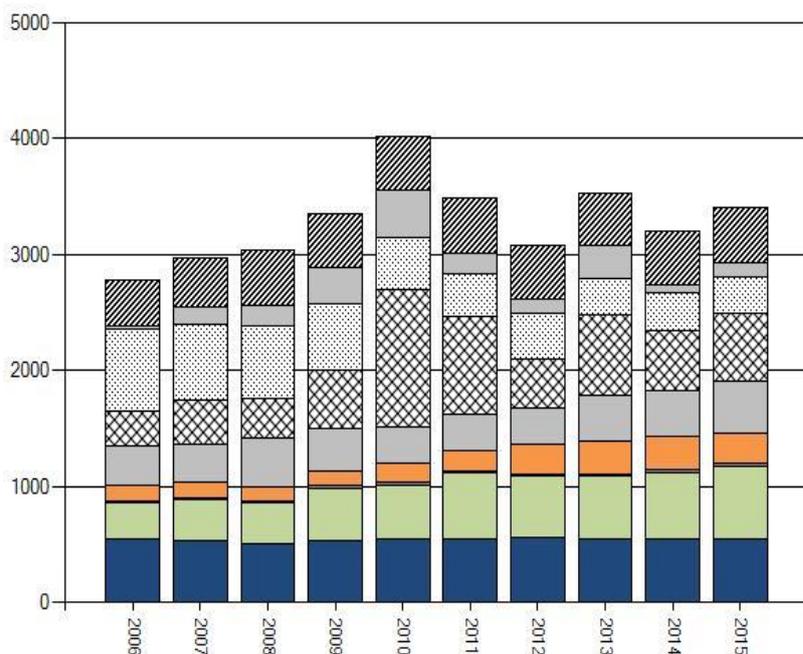
百万円



その他特定財源	1.4億円
都道府県支出金	2.9億円
国庫支出金	2.9億円
地方債	1.8億円
その他一般財源	5.8億円
地方交付税	19.7億円
地方税	2.4億円

## ② 歳出決算額の推移（普通会計）

百万円



繰出金	4.7億円
積立金・投資及び 出資金・貸付金	1.3億円
公債費	3.2億円
投資的経費	5.9億円
補助費等	4.4億円
扶助費	2.7億円
維持補修費	0.2億円
物件費	6.3億円
人件費	5.5億円

## 第5章 適正管理に関する基本的な考え方

### 1. 計画期間

2017年度から2026年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを適宜行うものとします。

### 2. 計画の対象財産

対象とする財産は、町が保有するすべての庁舎学校等の公共施設及び道路・水道等のインフラ施設とします。

### 3. 基本方針

社会情勢や施設の状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状況を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る必要があります。

上記の取り組みを推進するために、以下の3本の柱を基本的な方針として具体的な方策に取り組んでいくこととします。

#### (1) 施設の最適化

今後の社会情勢や施設の利用状況、ニーズの変化等を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設配置・数量となるよう縮減も踏まえた最適化を図ります。

#### (2) 効率的な利活用

未利用財産の貸付など、過去にとらわれない柔軟な発想で施設の有効活用や利用率向上を図ります。

また、PPPやPFI等の民間活力の導入、省エネ対策の実施により、維持管理費の削減を図ります。

#### (3) 長寿命化の推進

計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を推進するとともに、財政面での負担の平準化を図ります。

特にインフラ施設は住民にとって重要な社会基盤であり、将来にわたり安全かつ安心して利用できるよう、適切な保全を行います。

### 4. 取組体制

これまで各施設の維持管理や更新等については、所管部署ごとに行っていましたが、本計画の策定を機に、今後は町有財産の適正管理や活用方法について、関係部署を横断した効果的な取り組みを推進します。

また、PDCAサイクルにより取り組み成果の評価、効果の検証を行いながら継続的な取り組みを行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行います。

## **5. 情報管理・共有の実施方針**

それぞれの施設の特性に応じた情報の蓄積・管理を行い、維持管理に必要な情報の確実な継承と組織的な共有を推進します。

当面は各施設所管部署の実情に応じて、データベース等により情報管理を行い各種データの整合・調整を進め、将来的には固定資産台帳との整合性も検討していきます。

### 1. 施設の統合・廃止等の方針 <基本方針「(1) 施設の最適化」関連>

公共施設を取り巻く環境や求められるニーズは大きく変化しており、これらに対応した適切な行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくために、利用状況やニーズ等、施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、拡充、縮小、転用、統合、廃止等により公共施設等の最適化を図ります。

また、他の用途への転用、他の町有施設等との統合又は共同利用による集約化等の検討にあたっては、他の地方公共団体等の公共施設等の利用の可能性についても検討を行います。

さらに、施設の改修・改築時には施設規模の適正化を検討し、所要経費のさらなる縮減を図ります。

なお、施設規模については、現状だけでなく、将来の利用見込みやニーズの変化も十分に勘案した上で適正な規模を決定します。

### 2. 未利用財産の積極的な売却 <基本方針「(1) 施設の最適化」関連>

施設の縮小、統廃合等により生じた未利用財産については、公共施設の利用状況やニーズ、老朽化等の状況を踏まえて、売却を促進し、施設の保有量の縮小と維持管理費用の削減に努めます。

### 3. 効率化・有効活用等の方針 <基本方針「(2) 効率的な利活用」関連>

売却が困難な未利用財産については、今後の処分方法の検討を行うとともに、その上で早急な処分が困難と判断されるものについては、民間団体への貸付を行うなど効率的な利活用を図るとともに、維持管理費用の削減を図ります。

### 4. 他団体との相互利用及び共同設置 <基本方針「(2) 効率的な利活用」関連>

公共施設の更新にあたっては、効率的な運営の観点から単町での整備を前提とせず、国・県・近隣市町との相互利用や共同設置も検討します。

### 5. 省エネ対策の実施 <基本方針「(2) 効率的な利活用」関連>

改修、改築等の機会を捉え、省エネ法等の基準に基づき、断熱性能やLED照明の導入等各設備の省エネ性能の向上に取り組みます。

### 6. 地方公会計制度への取組 <基本方針「(2) 効率的な利活用」関連> ※1

現金の支出を記録することを目的とした単年度会計、単式簿記会計である従来の官庁会計では、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めたライフサイクルコストの把握が困難であり、減価償却費などの非現金支出についても資産の状況に反映されないという課題がありました。

そこで、本町では公共施設マネジメントを行っていくに当たり、地方公会計制度への取組を推進することで、保有する公共施設の状況や、公共施設を用いた行政サービスの提供

に係るコストを把握し、適切な管理を行っていくことを目指します。

#### **7. 安全確保対策** <基本方針「(3)長寿命化の推進」関連>

老朽化が進み危険な施設について、施設管理者により定期的・日常的に施設の状況（劣化度、危険度等）を把握し、必要に応じて適切な時期に修繕・改修を行うとともに、建物については危険度によっては解体の必要性を検討します。

#### **8. 耐震化の実施** <基本方針「(3)長寿命化の推進」関連>

庁舎や第1町民体育館等は耐震化が完了していますが、今後も未実施施設の耐震診断と診断結果に応じた耐震改修を計画的に行い、耐震化率100%を目指します。

#### ※1【地方公会計制度の概要】

○民間企業会計の考え方に近い、発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成します。

○財政状態の正確な把握のため、固定資産台帳の整備が必須となります。

○平成27年1月に公表された「統一的な基準」による財務書類を平成29年度から毎年度作成し、公表します。

前述、第5章及び第6章に基づき、各部署が共通認識のもとで各施設の適切な維持管理、更新等が行えるよう取り組みを行います。それらの共通方針に加え、施設の特性に応じた管理に関する基本的な考え方である「施設類型ごとの基本方針」を以下のとおり定めます。

なお、各施設の所管部署においては、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて施設計画等を策定するなどして、より効率的・効果的な管理を計画的に推進することとします。

### 1. 公共施設

#### (1) 庁舎等

建築年度が古く、老朽化が進んでいる施設は、耐震補強や改修を実施しています。予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

#### (2) 学校教育施設

2012年に小中一貫校を開校し、老朽校舎の解体等は完了しています。予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

#### (3) 社会教育施設

社会教育、生涯学習の拠点として設置しています。

建築後40年以上を経過している施設があり、老朽化が進んでいます。

該当施設の耐震診断（必要に応じて補強）を実施し、その他の施設とともに適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

#### (4) 社会体育施設

スポーツの振興と住民福祉の向上を目的に設置しています。

建築年度が古い施設については、耐震補強や改修を実施しています。

施設のあり方を検討し、統廃合や多機能化を検討するとともに、継続して使用する施設については予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

#### (5) 児童福祉施設

児童福祉法に基づき、児童の心身ともに健やかな育成を目的として設置しています。

建築後30年以上経過し老朽化が進んでおり、必要に応じて改修を実施しています。

将来の児童数を見据えた施設のあり方を検討し、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

#### (6) 保健・福祉施設

町民の健康づくりや社会福祉の推進の拠点として設置しています。

適切な維持管理による施設の長寿命化に努めながら、指定管理者制度の活用や施設の集約化、複合化も検討します。

#### (7) 観光・レクリエーション施設

豊かな自然や歴史・文化を活用した観光振興を目的に設置しています。

指定管理者制度を活用しながら、老朽化施設の改修など適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

#### (8) 産業関連施設

農林業や商工業の振興を目的に設置しています。

空き店舗の活用などによる地場産業の活性化に取り組むとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

#### (9) 町営住宅

公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、生活の安定と社会福祉の増進を目的として設置しています。

また、近年は移住希望者向けの住宅としての整備も行っています。

現在、老朽化した既存住宅の建て替えに取り組んでおり、効率的・効果的な整備による施設の長寿命化に努めます。

#### (10) 消防・防災施設

火災等の災害から住民の生命・財産を守ること及び災害発生時に必要となる物資の備蓄のために設置しています。

耐用年数や老朽化を考慮した予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

#### (11) その他施設

除雪車車庫やバス待合所、用途廃止による未利用施設をここに分類しています。

施設のあり方を検討し、必要性が著しく低下している施設は売却や統廃合を検討するとともに、継続して使用する施設については予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

## 2. インフラ施設

### (1) 道路施設

橋りょうは5年ごとに近接目視による点検を行い、健全性を評価し、必要に応じて「若桜町道路橋長寿命化修繕計画」の見直しや更新による計画的な維持管理を行うことにより、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

道路構造物などのその他の施設については、通常パトロール等によって状況を確認し、必要に応じて補修や更新を行います。

## (2) 簡易水道施設

管路施設および水道施設（水源地、配水池等）では、中長期的視点にたったメンテナンスサイクルを構築し、これに基づく維持管理と改修更新等を着実に実施することによってトータルコストの縮減と平準化を図ります。

また、環境や社会生活活動に大きく影響する設備については予防保全または時間計画保全の維持管理を行う一方、影響が小さく応急処置が可能な設備等については事後保全の維持管理とするなど、重要度に応じた適切な維持管理を実施し、維持管理の適正化によるトータルコストの縮減を目指します。

さらに、良質な水道水の供給を持続的に実施していくため、水道料金の見直しと維持管理の効率化、トータルコストの縮減により経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげます。

## (3) 下水道施設

管路施設および終末処理場における機械・電気設備では長寿命化計画を策定しており、これに基づく維持管理と改築更新等を着実に実施することにより、トータルコストの縮減と平準化に向けた取り組みを行っています。

今後は、終末処理場における土木・建築設備等に対してもメンテナンスサイクルを構築し、更なる維持管理コストの縮減と平準化への取り組みを推進します。

また、環境や社会生活活動に大きく影響する設備については予防保全または時間計画保全の維持管理を行う一方、影響が小さく応急処置が可能な設備等については事後保全の維持管理とするなど、重要度に応じた適切な維持管理を実施し、維持管理の適正化によるトータルコストの縮減を目指します。

さらに、良質な下水道サービスを持続的に提供していくため、中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があり、各事業において今後の経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まします。

